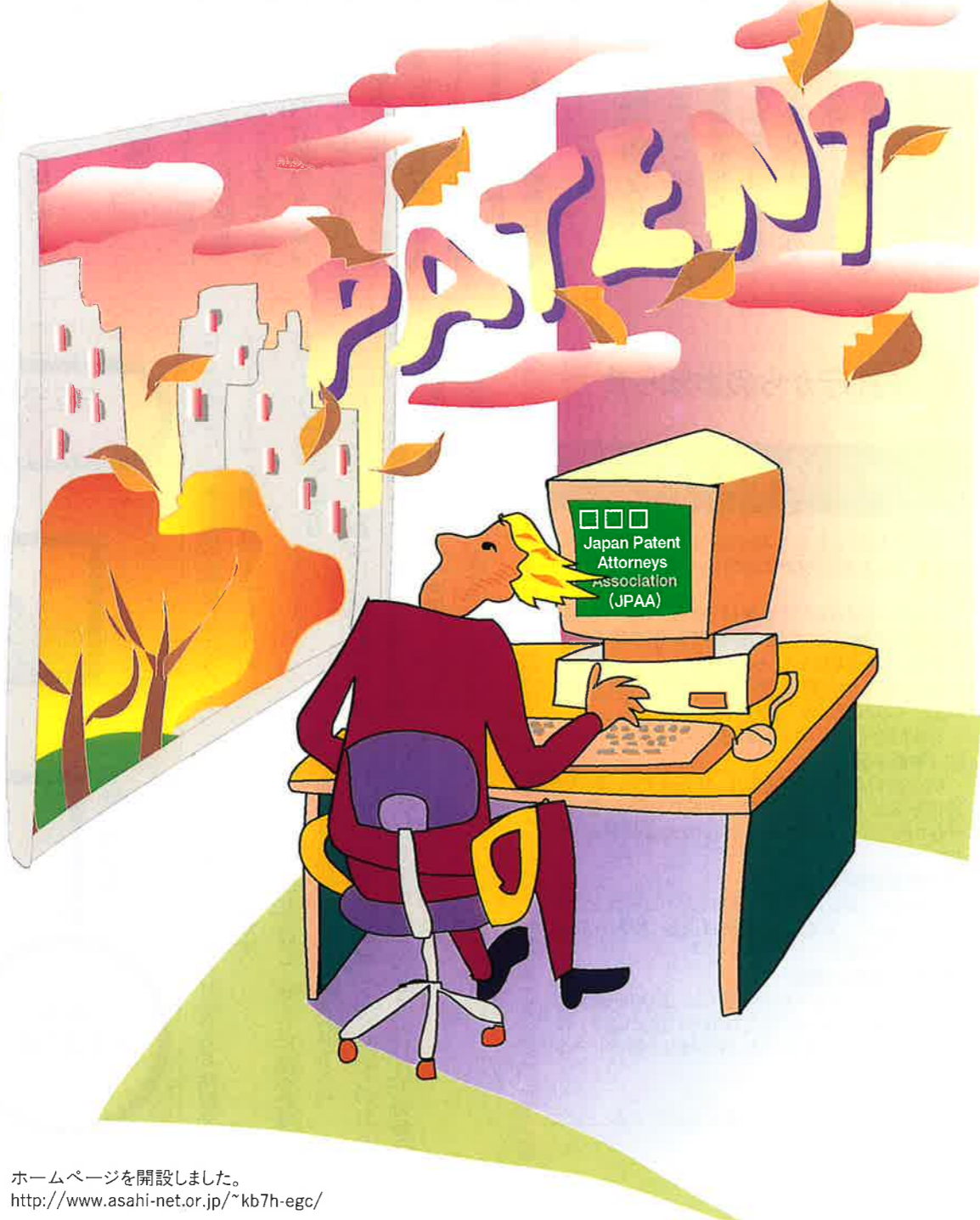


PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー



特集
改正商標法のポイント
花王の「クイックルワイパー」

- 弁理士のある一日
- 特許庁からのお知らせ
- 知的所有権立見席
- 知的所有権豆知識
- 弁理士会からのお知らせ

弁理士会広報誌
1996

秋号

ホームページを開設しました。
<http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc/>

花王の「クイックルワイパー」

花王(社長常盤文克氏)のフローリング用掃除具「クイックルワイパー」は、九四年秋の発売以来、二年内で二百億円以上の売り上げを記録したというヒット商品。しかし、人気商品ゆえに、好調な売り行きと同時に、模倣品の横行という悩みも抱えた。これに対して同社では、実用新案権や商標権、不正競争防止法に基づく権利行使して、市場からの排除に成功する。望月牧郎特許部長(弁理士)は「損害額は微々たるものだが、会社の信用や消費者の保護を第一に考えて、積極的に手を打ってきた」と振り返る。



ヒット商品を支えた特許
花王の「クイックルワイパー」

実用新案第二〇五〇二五号

3 VOL.

こうした点が消費者に受け入れられた。市場に浸透するが、その人気は模倣者に狙われることになった。酷似品からコンセプト(考え方)が似たもので合わせると、一時は十数種類の模倣品が出回った。中には包装のデザインがソックリで、中身は粗悪品という悪質なものもあり、真正品と間違えて購入した消費者から花王に苦情が舞い込むほど。こうした事

知的所有権豆知識 3

「ブランド品の並行輸入」

最近の個人消費の牽引車の役目を果たしているのが、高級輸入ブランド品ブームの再燃だと言われています。このような海外有名ブランド信仰と共に並行輸入という新ビジネスが盛りになりました。並行輸入とは、国内の商標権を

有しない第三者が正規の輸入代理店を経由せずに真正品を輸入販売する事を言います。かつては、並行輸入も商標権の侵害行為と考えられ、取り締まりの対象となつた時代もありましたが、昭和45年のいわゆる「パーカー判決」を契機に昭和47年には大蔵省通達によって、一定の要件を満たす並行輸入は関税率法21条という侵害物品とされないことになりました。この条件は、①外国の商標権者と国内の商標権者が実質的に同一人である場合又は両者が特別な関係(例えば親会社と子会社との関係)にある場合であつて、②代理店が販売する商品と第三者が海外で合法

的に入手し国内に輸入した商品とが事実上同一であることです。ただ、具体的事例では同一ブランドが付されていても、内外国で商品の成分やデザインが異なる場合や、そのブランドの著名性が国内商標権者の努力の成果であるような場合等、問題となるケースも少なくないようです。但し、特許に関しては異なる判断がなされています。

パテント・アトニー
平成8年10月17日発行 第3号 無断転載禁止
編集 弁理士会広報委員会
発行 弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
「PATENT ATTORNEY」は英語で「弁理士」のことです。

態に同社は、販売店などに警告を出すと同時に新聞広告で消費者の注意を喚起するなど素早く手を打った。また販売店の協力を求めて、模倣品の流通経路を探った。その結果、模倣品は近隣諸国からの流入品であることが分かった。

現地で製造元を押さえ込むのは難しい。そこで税関で差し押さえるという水際作戦に出た。望月部長はこう語る。「東京税関に申し立てたのですが、WTO(世界貿易機構)ガットの後継機関(条約)の発効という背景もあって迅速に動いてもらえた。」

差し押さえは、大阪などの税関でも行われ、模倣品の流入はほぼ阻止できた。ただ、コンセプトが似通った競合品は、ぜんぜん市場に出回っている。望月部長は「コンセプトの類似まで特許で押さえるのは困難。開発に当たっては、基本的な考え方についても権利を押さえられるよう工夫する必要がある」と知的所有権を念頭に置いた開発の重要性を強調している。

(取材協力 花王㈱)
注「クイックル」は花王㈱の登録商標です。



▲弁理士会館(千代田区霞が関)

- 弁理士を紹介します。
- 講師として弁理士を派遣します。
- ホームページを開設しました。
主な内容は、弁理士会の事業や活動、弁理士の業務や工業所有権制度の概要の紹介など。
アクセスする際のURL
<http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc/>
- お問い合わせは下記まで
弁理士会(広報課) Tel 03-3581-1211
弁理士会大阪分室 Tel 06-443-2566
弁理士会名古屋分室 Tel 052-581-5885

弁理士会からのお知らせ

- 特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度をやさしく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。



改正商標法のポイント

弁理士会
商標委員会 委員 山本 尚

第3次ブランドブームといわれる現在において、企業の顔ともいえる商標を保護していくことは企業戦略として重要です。この商標を保護する法律として商標法があります。商標法は、商標登録を特許庁に行った者に対して、登録商標の独占的な使用を認め、他人の不正使用を排除しています。今回、この商標法が改正されて、平成9年4月1日から施行されることになりました。今回の改正は、昭和34年以来的大改正で、改正点も多岐に渡っていますが、その中でも、特に、中小企業や個人事業者にとって重要といえるポイントについて説明します。

1 指定商品の書換

平成4年3月31日までに登録された商標は、日本独自の商品区分によって登録されていますが、今回、この旧区分の商標を現在使用されている国際分類の商品区分に書き換える指定商品の書換が必要になりました。書換の申請は商標権の存続期間の満了日前6月から満了日後1年まで可能です。もし、書換をせずに商標権の更新のみをした場合は、次回(10年後)の商標権の更新は認められません。従って、この時点で商標権は消滅します。屋号等のハウスマークの登録商標は、今後も長期間に渡って使用する重要な商標ですので、書換は必須

です。この書換手続きの受付は、平成10年4月1日から順次開始されます。

2 立体商標制度の導入

従来、商標としては平面的な文字、図形、記号しか登録できませんでしたが、今回の改正で、新たに、立体商標制度が導入されました。人物像や動物等の立体的形状の看板等も立体商標として登録が可能になりました。従来は、これらの看板等は不正競争防止法により保護するしかありませんでしたが、今後は、立体商標として登録することで、他人の不正な使用から保護することが出来ます。現在、立体的形状の看板等を使用している場合には商標登録を考える必要があります。

3 団体商標制度の明文化

団体商標制度とは、事業共同組合等が商標権者となつて一つの商標権を取得し、その組合の構成員が同一商標を各々使用する制度をいいます。従来は、他人に使用させることを目的として商標権を取得することはできませんでしたが、今回の改正で、団体商標としての登録が可能になりました。法人格を有する事業共同組合等であれば団体商標の商標権者になりますので、特定産品等の共同組合で



パテント・アトニー
**弁理士の
ある一日**
湯浅法律特許事務所
弁理士 足立 泉



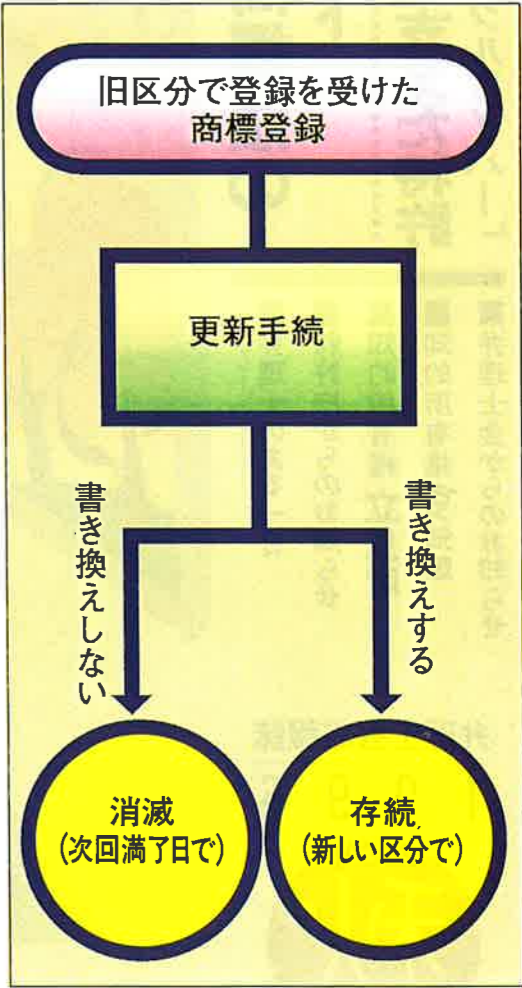
弁理士仲間と(右が筆者)

7月9日。梅雨明けはまだなのか。蒸し暑い日が続く上、おまけに台風まで近づいている由。この日は訪日中の米国の依頼人と朝食を兼ねたミーティングの約束があり、朝9時新宿のホテルに直行する。時候の挨拶もそこそこに、自社商標の現状や保護の方策について議論開始。海外の依頼者の多い大規模事務所の勤務弁理士になって15年余り、多少の場数を踏みはしたが、仕事のファイルを広げて英会話様のものをごなしつつ、来客に失礼にならない程度のスピードで食事をするのはまだ私の能力に余るようである。朝食後、別室に移って商品サンプルを参照しながら商標の保護について検討。と、未調査の商標が既に新商品に付されているのを発見。事務所に電話しデータベースの先行商標の打ち出し(調査)を依頼しておく。使用の安全を一応確認するまで、当該新商品の扱いを慎重にするよう念を押してから帰所する。

大手町の事務所に戻るともうお昼に近い。午後1時半から弁理士会の商標委員会委員長の代理で、特許庁との打合せに出席する臨時の予定が入っている。97年4月施行の商標法改正に備えて実務がどのように変わるのかを検討しなければならぬ大事な時期なので、本業以外にもこのような仕事が入ったりする。出掛けるまで、本日外国から受け取った郵便やFAX等をチェックする。

3時半頃まで、特許庁から弁理士会の理事の先生方や特許・商標等委員会の委員長(含代理)に対して、来年の法改正に対応する政令(案)に関する説明を頂き、簡単な質疑応答の機会も与えて頂いて有り難かった。

昨日も改正法の説明会に出たので自分の仕事が山積している。至急事務所にと



は、この機会に、団体商標を取得してブランドイメージのアップを図ってはどうでしょうか。

4 その他の改正

上記以外にも、一出願多区分制の採用、商標権付与後の異議申立制度の採用、商標権更新時の使用証明の廃止、連合商標制度の廃止等多数の改正がなされていますので、改正後の

制度を理解して、自社の財産である商標を守っていくことが重要です。
改正点に関して詳しく知りたい場合には、弁理士又は弁理士会へお問い合わせ下さい。
また、弁理士会では改正点についての詳しいパンフレットを作成しています。(11月下旬発行予定)

特許庁からのお知らせ

現金納付制度の概要

本年の10月1日から、現金納付制度が導入され、特許印紙に加えて、現金による料金の納付が可能となります。

現金納付制度は、日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店*)の窓口から、特許庁専用の納付書を用いて料金を振り込むものです。

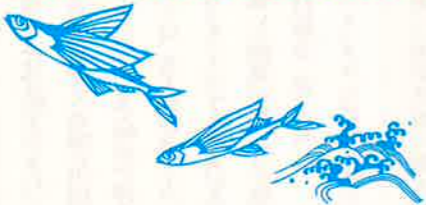
*都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫等のほとんどの店舗が歳入代理店になっています。

具体的な手続は、以下のとおりです。

- (1) 事前手続
現金納付を利用する場合は、事前の手続(識別番号付与請求)が必要です。この手続により識別番号を付与された方に、特許庁から納付書を必要枚数交付します。
 - (2) 料金の納付
手続を行う際には、まず納付書を用いて料金を日本銀行へ納付し、領収証及び納付済証(特許庁提出用)を受け取ります。
 - (3) 納付済証の提出
書面・F Dによる手続の場合には、受け取った納付済証を書面・F Dに添付して特許庁に提出します。オンラインによる手続の場合には、納付済証を特許庁へ別途提出します。
- [注意]
・特許庁の窓口や郵便局で現金を納付することはできません。
・現金による予納はできません。

て返す。留守中の電話のメモを見てそれぞれ連絡を入れ、提出期限の間近に迫った意見書・補正書等の最終チェックをする。緊急で打ち出してもらった調査データでは、今日の依頼人の新商標に類似する先行商標はないようだ。詳細なチェックは後日とし、一応使用はOKとの報告書をホテル宛にFAXで入れる。と、もう夜の9時近くになっている。状況から、あの新商標については明日至急新出願を勧めなければならぬ。

私が主に従事している商標の仕事は、依頼人のビジネスに直結し、出願業務以外にも対応・意見が求められたり、細かい配慮が必要となる事が多くて気が抜けないが、その分面白い。より良いサービスを提供するためには改正法ももう少し勉強しないとなどと思いつつ、緊急の仕事が終わるとホッととして、今日もついつい帰る支度を始めてしまつた。



知的所有権 立見席

小説と特許

特許制度に関心を持ったきっかけは、二十数年前、『特許の知識』(竹田和彦著、ダイヤモンド社)と言う本に出会ったことだ。アリザリン(染料)の特許取得競争に関するエピソードにひかれた。競争者たちの人間ドラマが一種の“調味料”となって、特許の専門書であるにもかかわらず、素人にも咀嚼し易い内容になっていた。こうした体験から小説の中などで特許の話題が取り上げられたならば、社会の特許制度に対する関心も高まる、と常々考えてきた。幸運(?)なことに最近、同制度に関してエポック・メイキングな事件が続いたせいも、特許を題材にした読み物が増え、読者としては有り難い状況になった。

そうした書物の中で、特に海外のノンフィクション・ノベルに優れたものが目立つ。例えば、映画技術を巡るエジソンとライバルたちの死闘を描いた『エジソンに消された男』(クリストファー・ローレンス著、筑摩書房)、コンピューター開発の先陣争いの真相に迫った『ENIAC神

話の崩れた日』(クラーク・モレンホフ著、工業調査会)、エイズ・ウイルス診断技術を巡る米仏両研究グループの国家威信をかけた闘いにメスを入れた数々のレポート——。下手な推理小説など足許にも及ばない迫力がある。特許制度は発明家の夢と欲望を刺激して止まない。ただ、不勉強なことを棚に上げて言えば、日本ではこの種のノン・フィクションに出会うことはめったにない。集団主義が幅を利かせ、個々の研究者の活動が見えないためだろうか。

米国でも最近では、個人発明家の時代は終わったと言われる。有名な数学者のノーバート・ウィナーは「発明家は……大きな財産ゲームの競走馬の立場に落とされてしまった」(『発明』みすず書房)と嘆いた。彼が日本の研究者を見たらなんと言うであろう。

個人プレーを嫌う日本の風土の下では「特許小説」などというジャンルが生まれにくいことだけは確かだろう。(S・H)